

マイナンバー

いよいよマイナンバーが 通知されます

マイナンバーが記載された通知カードは、10月から11月にかけて、順次発送されます。

簡易書留（世帯主宛て）で郵送されますので必ず受け取り、大切に保管してください。紛失等の理由により通知カードを再発行する場合には、手数料が必要です。

通知カード受領後の マイナンバーの提示例

①住所・氏名等の変更の際に役場窓口への提示

…転居などにより住所の異動をする方や婚姻などにより氏名が変更となる方は、手続きの際に必ず通知カードを持参ください。
※必ず本人確認書類（免許証等）も併せて持参ください。

②勤務先への提示

…本人分と扶養しているご家族分も提示が必要です。

③税務署やハローワークなどへの提示

…書類を提出する際に、提示が必要です。

◎注意

マイナンバーは、むやみに他人に提示してはいけません。

■個人番号カードコールセンター

通知カードの配送状況や個人番号カード交付申請等のマイナンバーに係る問い合わせを受け付けるコールセンターが10月1日より開設します。ご利用ください。

・平日 8:30～22:00

・土日祝 9:30～17:30

(☎ 0570 - 783 - 578)

▼問合せ 住民課戸籍年金係

(☎ 23 - 2463)

統計

国勢調査の書類は お手元に届きましたか？

国勢調査については、広報9月号でもお知らせしましたが、9月からインターネット調査の利用案内を、インターネットでの回答がなかった世帯には9月下旬から今までどおりの紙の調査票を配布しています。ご自宅に配布されていない場合は、ご連絡ください。

▼問合せ 総務課総務係 (☎ 23 - 2330)

給付金

臨時福祉給付金の申請書 受付は12月14日まで

所得の低い方を対象に支給される臨時福祉給付金について、対象になると思われる方は期日までに申請してください。

◎既に「申請書送付申込書兼同意書」(はがき)を返送いただき、審査の結果「支給対象者」となった方には

9月中旬に町から申請書等を送付しています。申請書は、**12月14日(月)までに返送**してください(必要事項を記入、必要書類を添付すること)。

※申請書の提出がない場合は、「辞退」の取扱いとなります。
※平成27年1月2日以降に転入された方は、前住所地での申請となります。

◎「申請書送付申込書兼同意書」(はがき)の返送がお済みではない方へ

給付金の対象になると思われる方は、署名・押印のうえ、至急はがきを返送願います。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部 (ゆとろ内・☎ 25 - 2667)

商品券

プレミアム&子育て応援商品券 使用有効期限は10月末まで

当別町の「プレミアム商品券」と「子育て応援商品券」の使用有効期限は、**10月31日(土)まで**。期限を過ぎた場合は利用できませんので、ご注意ください。(商品券の返金や払い戻し等には、一切応じられません。)

なお、「子育て応援商品券」の引換えがお済みでない方は、早めに引換えください。

また、今回の商品券発行が地域経済にどの程度の効果等があったのかを把握するため、アンケートを実施しています。購入・引換時に配布したアンケートは、**11月13日(金)までに投函**ください。

▼問合せ 町商工会 (☎ 23 - 2447)

募集

当別町上下水道事業運営委員会委員を募集します

水道事業と下水道事業の運営に関する事項について、調査と審議を行う委員(3名程度)を募集します。

▼任期 11月1日～平成29年10月31日

▼応募資格 町内に在住する20歳以上の方。

▼応募方法等 様式に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・応募の動機を記入の上、**10月16日(金)までに提出**してください。

※様式は役場上下水道課に備え付けています。町ホームページからもダウンロードできます(任意様式も可)。

▼提出先・問合せ 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

園児募集

当別夢の国幼稚園 公開見学と新入園児説明会

当別夢の国幼稚園では、公開見学と平成28年度新入園児説明会を開催します。保育園児の募集は12月に案内予定です。

▼対象児

平成22年4月2日～平成25年4月1日生まれのお子さん（平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれのお子さんは、3歳の誕生日から入園可。2歳児プレスクールの入会は4月の入園式から可。）

▼日時

10月8日（木）

- ・受付 9時45分～10時
- ・公開見学 10時～10時50分
- ・入園説明会 10時50分～11時30分

※参加希望の方は、事前に電話で予約ください。

▼持参する物

上靴（お子さん・保護者用）、外靴袋

■平成28年度入園手続きのご案内

- ・願書配布 10月8日（木）～
 - ・願書受付 10月29日（木）～
- ※定員になり次第、受付を締め切ります。
- ・入園面接・制服合わせ 11月27日（金）

▼問合せ 社会福祉法人高陽福祉会 当別夢の国幼稚園（☎23-2381）



無償配布

乳幼児がいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、乳幼児がいる家庭へ「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。

▼対象 10月1日現在で2歳未満の乳幼児のいる家庭。

※乳幼児1人当たり1カ月につき町指定ごみ袋（20ℓ袋）を10枚配布します。

※対象家庭には10月中旬に通知します。

▼配布期間

10月19日（月）～23日（金）
10時～16時

▼配布場所 ゆとろ、太美出張所（太美郵便局内）

▼問合せ 子育て推進課子育て支援係（ゆとろ内・☎25-2658）

里親制度

家庭で暮らせない子どもの 支援を必要としています

さまざまな事情により家庭で暮らせない子どもたちは、全国で約4万6千人います。こうした子どものうち、自分の家庭に迎え入れて育てる方を「里親」といいます。

「里親」は特別な方になるわけではなく、普通のご家庭のお父さん、お母さんたちです。児童相談所から里親に委託する子どもは、年齢や委託期間等さまざまですが、里親の方の仕事の状況や家庭の事情などを勘案し、里親にとって受け入れ可能な子どもを委託します。

里親制度について詳しく知りたい、希望される方は相談下さい。

▼問合せ 北海道中央児童相談所（☎011-631-0301）

100歳を迎える方へ お祝い状と記念品



今年、町内で100歳を迎えられる方は次の6人です。

内閣総理大臣から贈られた祝状は、宮司町長よりそれぞれの方へ伝達されました。

- ・熊谷吉男さん
- ・高木スエさん
- ・山中菊枝さん
- ・橋 きくさん
- ・酒井ヨシエさん
- ・菊崎志津江さん

※写真は、山中さんと菊崎さんへ伝達された際の様子です。

注意

ヒグマに注意！

秋になりキノコ採りやレジャーで野山に出かける機会が増える季節です。ヒグマとの事故や遭遇に注意しましょう。

【被害に遭わないために】

- ・事前にヒグマの出没情報を確認する。
- ・一人では野山に入らない。
- ・野山では音を出しながら歩く。
- ・薄暗いときには、行動しない。
- ・フンや足跡を見たら引き返す。
- ・食べ物やゴミは、必ず持ち帰る。

▼問合せ 農林課耕地林政係（☎23-3096）

ふれバ

ふれあいバス「市街地予約型線」 10月は無料キャンペーン

当別ふれあいバスの「市街地循環線」は、10月から「市街地予約型線」として運行します。

10月1日から30日までの期間は、市街地予約型線のみ無料で乗車できます。この機会にぜひ、「予約をして乗車するバス」をご利用ください。

▼問合せ (有)下段モータース (☎ 23 - 2630)、町地域公共交通活性化協議会事務局 (企画課内・☎ 23 - 3042)

福祉

高齢者世帯等への 除雪サービスを実施します

除雪が困難な高齢者世帯等に、除雪サービスを行います。

▼対象 疾病など身体上の理由により自力で除雪することが困難で除雪を援助できる親族や友人等がない次の世帯。

① 65歳以上のひとり暮らしの方
② いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯で、夫婦とも除雪することが困難である世帯

③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定または精神保健福祉手帳1級を所持している者のみの世帯

※①～③のいずれかに該当し、町内に在住する町民税所得割非課税の世帯

▼除雪内容 玄関先から公道までの生活路(1m幅)の除雪。

▼期間 11月～3月

▼料金 一冬7,000円(生活保護世帯は3,000円)

▼申込み 福祉課介護サービス係(ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

相談

地域で自立した生活を行えるよう活用ください

生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方に、地域で自立した生活が行えるよう相談支援員が無料で相談に応じ、問題解決のお手伝いをします。

▼対象者 町民の方

▼相談例

・生活費が少なくなってきて働きたいが、しばらく働いていないので就職が不安。

・引きこもっている家族のことを相談したい。

・過去の借金返済に追われ、悩んでいる。

▼相談方法 電話またはメールで一度連絡ください。事務所での相談や希望する場所への訪問可。

▼相談窓口・問合せ

生活就労サポートセンターいしかり(弥生52番地11/☎ 27 - 6400/FAX 27 - 6401/E-mail: sp-ishikari@roukyou.gr.jp)

調査

人の動きに関する交通実態調査を実施します

国土交通省では、当別町を含む全国70市60町村と協力し、人の動きに関する「全国都市交通特性調査」を実施します。

町内から無作為に抽出した約200世帯が対象です。調査票は10月～11月に郵送しますので、ご協力をお願いします。

▼調査の内容 平日や休日のある1日について、「どんな目的でどこに移動したか」など。

▼調査主体 国土交通省北海道開発局開発調整課

▼問合せ 北海道地区サポートセンター(☎ 0120 - 337 - 770)

募集

フォトコンテスト 道民の森で写そう 2015

▼応募資格 道民の森の利用者であればどなたでも。

▼応募部門・作品テーマ

①自然・風景部門～道民の森に生息・生育する動植物やそれらを含めた風景を撮影したもの。

②森とのふれあい部門～道民の森での森林散策や体験活動の様子など森とふれあう楽しさを表現したもの。

③子ども部門～中学生以下の方が道民の森で撮影したもので、テーマは自由。

▼表彰・賞品

・応募部門①及び②には、グランプリ1点(賞状・記念品・道民の森宿泊施設無料招待券3枚)、準グランプリ1点(賞状・記念品・道民の森宿泊施設無料招待券1枚)、秀作3点(賞状・記念品)。
・応募部門③には、秀作3点(賞状・記念品)。

※記念品は、道民の森オリジナル木製品です。

▼応募期限

11月15日(日)《必着》

▼応募作品 ・平成27年5月1日以降に道民の森で撮影した写真。

・2Lサイズ程度のカラープリントまたはモノクロプリント。

・自作の未発表作品とする。

・一人1部門につき2点以内とする(入選は1点限り)。

・応募作品は返却しません。

・その他、<http://www.dominno-mori.org/>を確認ください。

▼応募方法 作品1点ごとに応募用紙を添付し、応募ください。

▼応募先・問合せ 北海道森林整備公社道民の森管理事務所(栄町192番地7・☎ 22 - 3911)

納税

11月2日は町税の納期限！ 納付には口座振替が便利です

11月2日は町道民税・固定資産税（第3期分）、国民健康保険税（第4期分）の納期限です。

期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情がある場合は、相談ください。

■町税の納付には、便利な口座振替を利用ください。

- ・便利 納期毎に金融機関等に出掛ける手間がありません。
- ・确实 うっかり納め忘れることがなくなります。
- ・安心 納付のために現金を持ち歩く必要がなくなります。

※預貯金通帳、通帳の届出印、納税通知書を持参のうえ、町内の各金融機関窓口で手続きください。

町税に関する夜間納税相談

夜間でなければ納税の相談をすることができない方のために、夜間の相談窓口を開設しています。

■今月の夜間納税相談窓口

10月8日(木)・22日(木)
(19時30分まで)

▼問合せ 税務課納税係

(☎ 23 - 2341)

年金 読んで得する年金・国保のお話 国保

【納めた国民年金保険料は税額控除の対象です】

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され税額が軽減されます。控除の対象となるのは、その年の1月から12月までに納めた保険料で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、配偶者や家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合には、その保険料も合わせて控除が受けられます。

平成27年中に納めた国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要です。このため、平成27年1月から9月までに保険料を納付された方には「社会保険料控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されますので、申告の際には必ず添付してください。10月以降に初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年の2月上旬に送付されます。

詳しくは、「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎ 0570 - 058 - 555 (受付期間：11月2日～平成28年3月15日)」に問い合わせください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 10月20日(火) 10時～15時
 - ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

▼国民年金の問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

【出産育児一時金の直接支払制度】

直接支払制度とは、出産育児一時金を町国民健康保険から直接病院等に支払う制度で、事前に多額の現金等を準備する必要がなくなります。直接支払制度の利用を希望される方は、病院等に申し出てください。

出産に係る費用が42万円にならなかったときや不明な点は、役場国保・後期高齢者医療係に問い合わせください。

【ジェネリック医薬品をご存知ですか？】

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たす安全なお薬です。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される場合は、病院・保険薬局等で医師や薬剤師にその旨を伝え、よく相談してください。病院や薬局へ手軽に切り替えの意思を伝えることができるよう「希望シール」があります。役場でも配布していますので、保険証等に貼って利用ください。

当別町国保では、年に2回、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額をお知らせしています。通知対象月の処方実績やジェネリック医薬品への切り換えによる効果の目安となりますので、ぜひ確認ください。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

▼国保税の納付の問合せ 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)